

保育専門委員会（第5回、4月27日開催）における主な意見（未定稿）

【3歳以上児の保育】

子どもが、保育所に入ったか、認定こども園に入ったかにかかわらず、小学校に進学した時に同じスタートを保障することが大切。特に5領域については、保育所でも幼稚園に相当する教育を行うことを、時間数の目安なども含め、保育指針に位置づけるべき。

幼稚園や認定こども園同様、主体的に自ら関わる「遊び」を通して行うことを「教育」と明記すべき。小学校との接続時の姿を明記すると、到達目標のようになるリスクがある。小学校との接続は重要だが、一番大切なのは30年後の社会で個々の子どもが自分らしさを発揮することである。

幼稚園や認定こども園に比べ、保育の教育機能は希薄であるようにみられるが、学校教育でないとしても、義務教育やその後の基礎になる教育であることに変わりはなく、子どもの主体性を重んじた、遊びを通しての教育をより明確に位置づけるべき。

非認知能力が重要であり、意欲を持って、自ら考え、主体的に行動できる子どもの姿を明記するべき。現場でも、専門性をもった保育士が、こうしたことを目指して保育をしているという実感もある。

5領域の書きぶりは、幼稚園や認定こども園と共通化すべきであり、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」としてはどうか。また、現行の指針では、玩具、遊具等の様々な表現があるが、「教材」の表現についても工夫が必要ではないか。

保育所では長時間の生活という特性を踏まえ、遊びを通じた学習を意識的に行うようなコアタイムと午睡の後などのリラックスした時間とを設けるなど、緊張と弛緩の違いを出すことも必要ではないか。

養護は保育の基盤とすべきもので、5領域の活動の土台であり、全ての年齢で意識すべき。安心感、自分の気持ちを安心して表現できる、自己が肯定できることなどが重要である。

保育所は児童福祉施設として、様々な家庭の子どもが対象に含まれる。生活全体の力の向上を図ることが保育所の特性であり、幼稚園の教育内容のパー

ツだけではなく、生活全体の活動と教育の重要性との双方を考えなければならない。

保育所でも発達障害児の小学校への移行支援の必要性が高い。他方、保育士の業務が多岐に渡ってしまうことも踏まえ、コーディネーターとの連携を進められるような仕組み作りが重要である。

保育要録については、保育所と幼稚園等とで様式が異なり、5歳児の最終的な姿しか書かれない形となっている。小学校側からは様式がバラバラで読みにくいとの声もあることから、要録の様式を幼稚園等と統一し、3～5歳での変化も含めて小学校に伝えていくようにすべきではないか。

【全体の構成、総則】

認定こども園教育・保育要領にあるが、保育指針にない項目は総則に入れ、2章は解説書に移すべきではないか。また、保育所における教育の課程の作成については、認定こども園等に合わせて「全体的な計画」とするのがよいのではないか。

養護は保育の基盤をなすもので、5領域の活動の土台であり、全ての年齢で意識すべきものであることから、認定こども園と同様、総則に位置づけるべきではないか。また、2章は告示にはなじまず、解説書に移すべき。

どの施設に通う子どもにも同じ育ちが保障されるべきであり、指針等の内容は可能な限り整合性を図るべき。他方、保育所が持っている、家庭での生活支援や地域の支援の機能をどう描くかなどについては、3章立てでは表現できないこともあり工夫が必要。

乳児・3歳未満児の保育について、3歳以上とは分けて位置付けるべき。子どもの発達を考えると、3歳児までは自己が獲得される期間、3歳児以上は獲得した自己が豊かになる時期であり、発達の姿と合わせて理解していくという方が、現場では受け入れられやすいと考える。

6章について、総則の保育の目標のところ、子どもの保育と保護者への支援とが並列で書かれている。大人である保護者が保育の対象という点に違和感があるかもしれないが、ここで表現することもできるのではないか。

保育の質の向上に向けた、職員一人一人の研修の充実や、施設長の下で研修の機会が確保されなければならないこと、施設長には園内研修を実施するための資質が必要であることなどについても、明確にすべきである。

食育については、生活全体に関わるもので、生活に根差した教育と考えられるが、現行指針では独立して記載されており、とってつけたようになってい印象がある。教育的意義も踏まえ、記載の工夫ができないか。

【その他】

第三者評価については、医療や介護など福祉サービスと同じ視点なのか、保護者と子どもが同等に並べられていることに違和感がある。子どもの育ちがどうであるかが評価の中心であり、それを保護者や社会と共有すべきではないか。

児童ふれあい交流事業などを契機に、小中学校との連携が進められるとよい。保育所としても、卒園した子どもの自分らしさ、その子らしさがどのように表れているか、ふれあい交流で見ることができ、成長した姿を共有できる。

子ども・子育て支援新制度の下で、小規模保育や家庭的保育等との連携や、保育所への接続の際の配慮が必要。3歳未満児の保育については、指針計画作成上の留意事項を示すことで、小規模保育等へのメッセージになる。また、必要書類等の書式が統一されていると円滑な移行ができるのではないか。